

京 都 大 学 受 託 研 究 取 扱 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 この規程において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 特許権の対象となる発明</p> <p>(2) 実用新案権の対象となる考案</p> <p>(3) 意匠権の対象となる創作</p> <p>(4) プログラムの著作物、データベースの著作物及びデジタルコンテンツの著作物</p> <p>4 この規程において「特許権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 特許権</p> <p>(2) 実用新案権</p> <p>(3) 意匠権</p> <p>(4) 著作権</p> <p>(5) 特許を受ける権利</p> <p>(6) 実用新案登録を受ける権利</p> <p>(7) 意匠登録を受ける権利</p> <p>(中 略)</p> <p>(受入れの条件)</p> <p>第 4 条 受託研究の受入れに当たっては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受託研究の結果生じ、かつ、本学に帰属する特許権等（別に定める京都大学発明規程（平成16年達示第96号。以下「発明規程」という。）<u>第16条本文の規定（第35条において準用する場合を含む。）による特許等を受ける権利及びこれに基づき取得した特許権等をいう。以下第14条及び第15条において同じ。）</u>は、委託者に無償で使用させ、又は譲与することができないこと。</p> <p>(3) } (略)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>2 } (略)</p> <p>(中 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 この規程において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) }</p> <p><u>(5) 回路配置利用権の対象となる回路配置</u></p> <p><u>(6) 育成者権の対象となる植物の新品種</u></p> <p>4 この規程において「特許権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) }</p> <p><u>(5) 回路配置利用権</u></p> <p><u>(6) 育成者権</u></p> <p><u>(7)</u> }</p> <p><u>(8)</u> }</p> <p><u>(9)</u> }</p> <p><u>(10) 回路配置利用権の設定登録を受ける権利</u></p> <p><u>(11) 品種登録を受ける権利</u></p> <p>(受入れの条件)</p> <p>第 4 条 受託研究の受入れに当たっては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 受託研究の結果生じ、かつ、本学に帰属する特許権等は、委託者に無償で使用させ、又は譲与することができないこと。</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>(6) }</p> <p>2 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(特許権等の出願等)</p> <p>第13条 受託研究において発明等が生じた場合における帰属の決定、出願その他特許権等の取扱いについては、<u>発明規程</u>の定めるところによる。</p> <p>(特許権等の実施)</p> <p>第14条 総長は、受託研究の結果生じた発明等につき、本学に帰属する<u>特許権等を委託者又は委託者の指定する者に限り</u>、出願したときから10年を超えない範囲内で定めた期間において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。</p> <p>2 総長は、委託者又は委託者の指定する者が本学に帰属する<u>特許権等を優先的実施の期間中その第2年次以降において正当な理由なく実施しないときには</u>、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対し本学が承継した特許権等の実施を許諾することができる。</p> <p>(実施料)</p> <p>第15条 総長は、前条の規定により当該<u>特許権等の実施を許諾したときは</u>、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(特許権等の出願等)</p> <p>第13条 受託研究において発明等が生じた場合における帰属の決定、出願その他特許権等の取扱いについては、<u>京都大学発明規程(平成16年達示第96号)</u>の定めるところによる。</p> <p>(特許権等の実施)</p> <p>第14条 総長は、受託研究の結果生じた発明等につき、本学に帰属する<u>特許権等について委託者又は委託者の指定する者に限り</u>、出願したときから10年を超えない範囲内で定めた期間において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。</p> <p>2 総長は、委託者又は委託者の指定する者が本学に帰属する<u>特許権等について優先的実施の期間中その第2年次以降において正当な理由なく実施しないときには</u>、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対し本学が承継した特許権等の実施を許諾することができる。</p> <p>(実施料)</p> <p>第15条 総長は、前条の規定により当該<u>特許権等について実施を許諾したときは</u>、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成19年10月1日から施行する。</p>